

5. 太陽光発電設備(重点地区・一般地区共通)

(1) 行為の制限に関する事項 (景観形成基準)

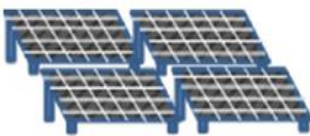
建築物 (一体型・付帯設備)

建築物 (一体型・付帯設備) 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 353 446 728">形態</td><td data-bbox="446 353 1444 728"> (1)太陽光発電設備を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 (2)太陽光発電設備を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備がはみ出ないようにすること。 (3)太陽光発電設備を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="343 728 446 974">意匠</td><td data-bbox="446 728 1444 974"> (1)太陽光発電設備を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。 (2)太陽光発電設備を設置する場合においては、太陽光発電設備が公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="343 974 446 1299">色彩</td><td data-bbox="446 974 1444 1299"> (1)太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) (2)太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備および周辺景観と調和した色彩とすること。 (3)太陽光発電設備を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。 </td></tr> </table>	形態	(1)太陽光発電設備を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 (2)太陽光発電設備を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備がはみ出ないようにすること。 (3)太陽光発電設備を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。	意匠	(1)太陽光発電設備を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。 (2)太陽光発電設備を設置する場合においては、太陽光発電設備が公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。	色彩	(1)太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) (2)太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備および周辺景観と調和した色彩とすること。 (3)太陽光発電設備を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。
形態	(1)太陽光発電設備を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 (2)太陽光発電設備を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備がはみ出ないようにすること。 (3)太陽光発電設備を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。						
意匠	(1)太陽光発電設備を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。 (2)太陽光発電設備を設置する場合においては、太陽光発電設備が公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。						
色彩	(1)太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) (2)太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備および周辺景観と調和した色彩とすること。 (3)太陽光発電設備を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。						

【用語】

- 太陽光発電設備 (集熱を利用するものを含む)
- モジュール面積…太陽電池モジュール (太陽光パネル) または集熱器の面積

工作物（平面型）

工作物（平面型） 	敷地内における位置	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、道路から2メートル以上後退すること。※重点地区のみ適用
	形態意匠	できるだけすっきりとした形態および意匠とすること。
	色彩	(1)太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。） (2)太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
	植栽等	(1)平面型の太陽光発電設備を設置する場合で、周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。 (2)平面型の太陽光発電設備の最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。 (3)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	樹木等の保全措置	(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

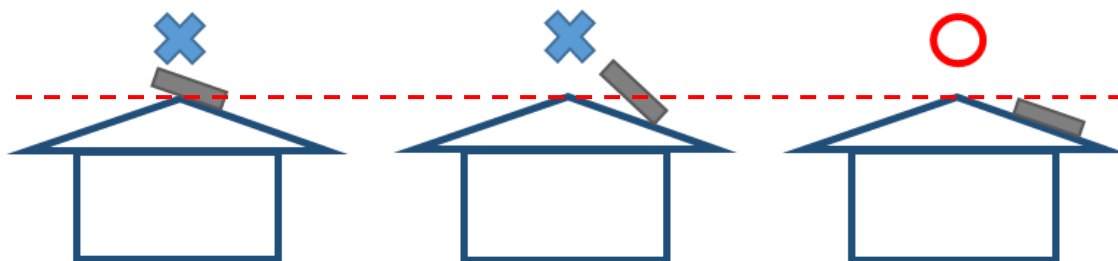
工作物（支柱型）

工作物（支柱型） 	敷地内における位置	(1)道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、道路から２メートル以上後退すること。※重点地区のみ適用
	形態意匠	できるだけすっきりとした形態および意匠とすること。
	色彩	(1)太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。） (2)太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
	植栽等	(1)常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。 (2)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	樹木等の保全措置	(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

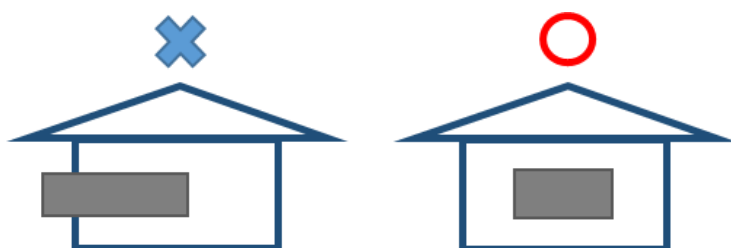
(2) 景観形成基準の解説 建築物（一体型・付帯設備）に関する事項

① 形態

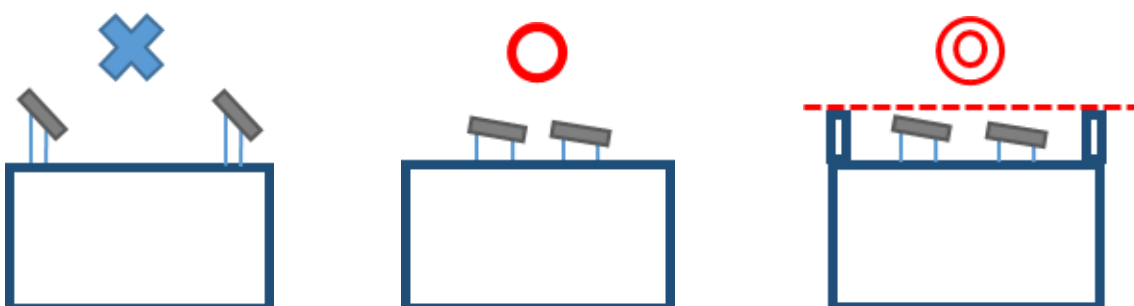
- 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。



- 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備がはみ出ないようにすること。



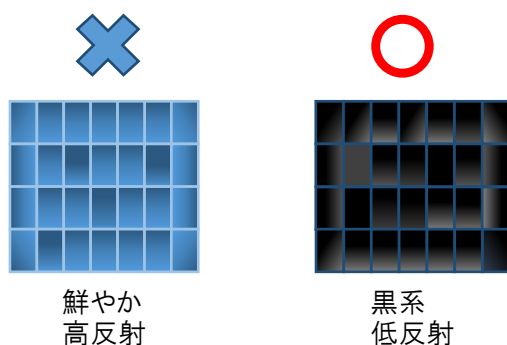
- 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。



※公共空間（道路など）から
望見しにくい場合は○とする。

② 色彩

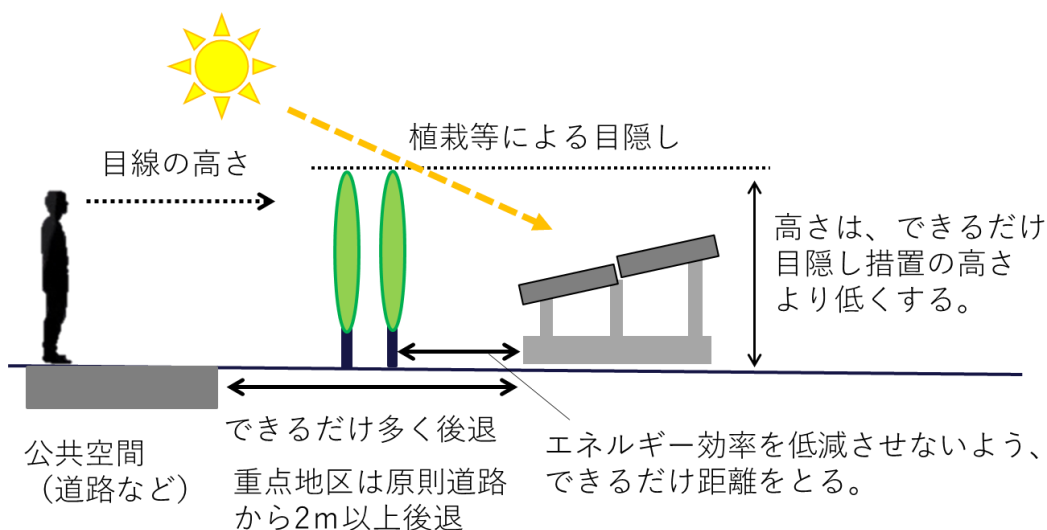
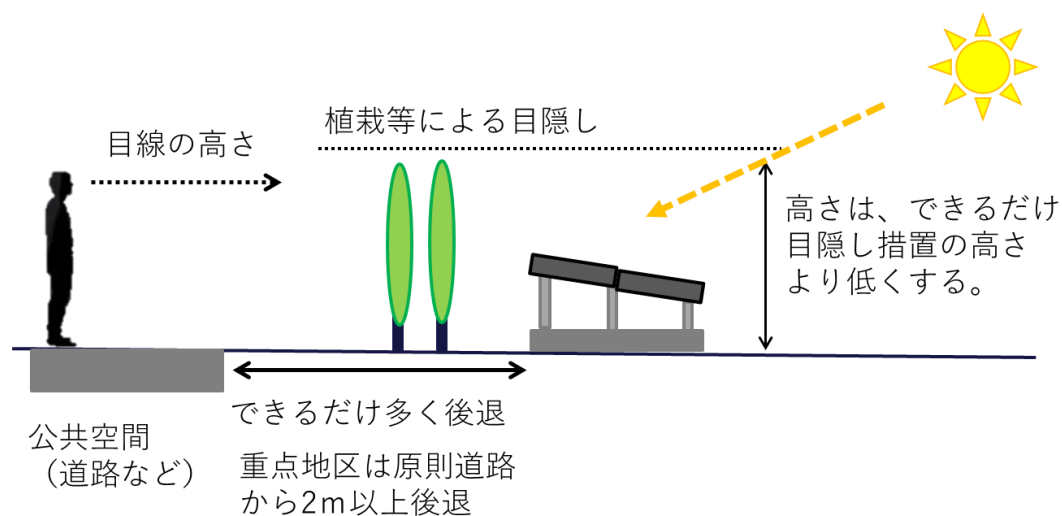
- 黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。（パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。）



(3) 景観形成基準の解説 工作物（平面型・支柱型）に関する事項

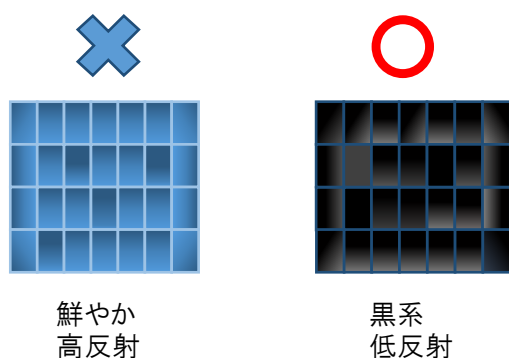
① 敷地内における位置、形態、植栽等

■ 敷地内における位置、形態、植栽等のイメージ(工作物 平面型)



② 色彩

■ 黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。)



③ 植栽、樹木等の保全措置

■ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- ・ 樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ枯死する可能性があります。
- ・ その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけています。そのため、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種を選定しましょう。
- ・ また、それぞれの樹木の樹型（円筒型、円錐型、球型、円蓋型、卵型、盃型等）、樹高、樹性（陰陽性、耐寒性、移植難易度等）に考慮してバランスのとれた植栽を行いましょう。

◇自然植生とは：その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のことです。

■ 敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- ・ これまでに形成されてきた景観を維持するため敷地内に育成するまとまった樹木は極力残しましょう。
- ・ 樹姿等が優れた樹木についても、そのままの位置に残したまま修景に活用することが望ましいですが、そのまま残すことが難しい場合は、移植を行い修景に生かしましょう。